2014.5.7

**茨城県少年剣道大会　判定基準**

茨城県剣道道場連盟

団体での勝利を意識し「競技化」した試合を、剣道の原点である「武道」に回帰する一環として、「団体試合は、１対１の勝負の積重ね」という観点から「引分け」を無くし、「判定」で個々人の勝敗を決するための基準を制定する。

　なお、審判員の主観が勝敗を決定するため、定着までに多少の混乱が懸念されるが、審判員・指導者各位のご協力をお願いしたい。

1. **暫定適用試合**

（1）全国道場少年剣道大会 県予選会

（2）全国道場少年剣道選手権大会 県予選会

1. **試合方法**

試合時間3分3本勝負、時間内に勝負の決しない場合は“判定”により決定する。

1. **判定の要件**：茨道連申し合せ事項による（全道連申し合せ事項に準拠）。

**(１) 試合態度**（積極性および姿勢態度）

①　積 極 性：一本に近い技・打ちが、正しい姿勢から積極的に出されているか。

②　姿勢態度：一本に近い技の後、「逃げの姿勢」・「時間の空費」となるような  
　　　　　　　試合態度であってはならない。

**(２) 技能の優劣**および**反則の有無**  
　　　総合しての判断による（反則の有無を即判定の材料としない）。

幼少年に正しい剣道を指導するため、**積極性および試合態度を優先する判定とする。**

1. **設定の理由**

全剣連　剣道試合・審判規則では、

(１)技能の優劣（有効打突に近い技）

(２)試合態度の良否（姿勢および動作：反則）

　　となっているが、幼少年を育成する道場連盟は、技の優劣以前の「積極的な攻め技」を

優先し、正しく強い剣士を養成することを目的とする。

注1：時間の空費を無くすために、正しい「鍔ぜり合い」を指導し、約10秒で「分かれ」

または「止め」をかけて解消させる。

注2：立ち上ると同時の打突（正しく構える前の）は認めない。

以上